

地方裁量型認定こども園の認可申請について

1 地方裁量型認定こども園について

認定こども園4類型の中の一つとして、地方裁量型認定こども園がある。地方裁量型認定こども園は、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設であり、設置主体について制限がない。また、開園日・開園時間についても地域の実情に応じて設定することができる。

県による認定を受けた場合であっても、分類上は認可施設ではなく認可外保育施設として分類される。

【法的性格】 幼稚園機能+保育所機能

【設置主体】 制限なし

【教育・保育の内容】

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施
- ・小学校における教育との円滑な接続

【入所要件】

- 1号認定：保護者の保育を必要とする理由（就労・出産等）は不要
- 2・3号認定：保護者の保育を必要とする理由が必要

【利用調整】

- 1号認定：実施しない
- 2・3号認定：市の利用調整基準により、市が行う

【職員の要件】

- 満3歳以上：幼稚園教諭+保育士資格が望ましいが、いずれかでも可
- 満3歳未満：保育士資格が必要

【職員の配置基準】

- 1号認定：3歳児 20：1、4・5歳児 30：1
- 2・3号認定：0歳児 3：1、1・2歳児 6：1、3歳児 20：1、4・5歳児 30：1

【給食の提供】

- 2・3号認定子どもに対する食事の提供義務。
- 自園調理が原則（満3歳以上は外部搬入可）、調理室の設置義務

【開園日・開園時間】

地域の実情に応じて設定できる（11時間開所・土曜日開所を要さない）

【利用者負担（保育料）】

市の基準により市が算定を行い、施設が利用者負担を徴収する

【給付費】

公定価格から施設で徴収した利用者負担額を差し引いた額を市が支払う

※負担割合 国 2/4 県 1/4 市 1/4

2 申請団体「野あそび保育 みっけ」の概要

平成 24 年 4 月から、県名古熊で認可外保育施設として運営を開始し、野外活動を基調とした保育が行われてきている。平成 29 年 10 月より現在の北方に新園舎を整備し拠点に移した。

平成 28 年度には県の信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度の特化型認定を受け、自然保育をさらに推進している。

平成 30 年 4 月より地方裁量型認定こども園としての事業開始を目指し、平成 29 年 9 月 15 日に飯田市へ認可申請書が提出された。この認可申請書に対し飯田市からの意見書を添付し県に提出する。

【施設名】 野あそび保育 みっけ

【事業主体】 有限会社ネイチャーセンター（代表 内田 幸一）

【所在地】 飯田市北方 3 4 8 9 - 1 3 2

【職員数】 6 名（園長 1、常勤保育士 3（有資格者）、野外活動指導員 1、事務員 1）
※常勤保育士 2 名、非常勤保育士 3 名を採用予定

【利用定員】 25 名（1 号：15 名、2 号：6 名、3 号：4 名）

参考：平成 28 年度利用児童数 16 名

（2 歳児：3 名、3 歳児：4 名、4 歳児：3 名、5 歳児：6 名）

（市外児童 3 名（高森町、喬木村、松川町））

平成 29 年度利用児童数 20 名

（2 歳児：6 名、3 歳児：5 名、4 歳児：5 名、5 歳児：4 名）

（市外児童 3 名（高森町、喬木村、松川町））

【受入年齢】 1 歳児～5 歳児





【開所時間】 午前 8 時～午後 7 時

【事業開始予定日】 平成 30 年 4 月 1 日

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。